

令和5年3月15日

一般社団法人広島県資源循環協会 代表理事 様

広島県環境県民局長
〔〒730-8511 広島市中区基町 10-52 〕
産業廃棄物対策課

「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた対応について（依頼）

平素から、県の廃棄物行政に御理解・御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。
このことについて、令和5年3月10日付けで環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課及び廃棄物規制課から別紙のとおり事務連絡がありました。

ついては、事務連絡の内容を御確認の上、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の適切な実施について、貴団体の構成員の皆様に周知をお願いします。

担当 適正処理グループ

電話 082-513-2963 (ダイヤルイン)

(担当者 中間)

事務連絡
令和5年3月10日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた対応について
(事務連絡)

廃棄物行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民生活を維持し社会経済を支えるために必要不可欠な廃棄物処理に係る業務の継続と感染症対策の両立について、関係の皆様日々御尽力いただいていることに改めて感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、令和5年2月10日に変更された新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針¹においては、令和5年3月13日から、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面や、一定の場合にはマスクの着用を推奨することが示されました。また、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものとされている一方、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されることとされています。廃棄物を扱う場合においても同様であり、作業環境、感染状況等を踏まえ、従前通りの取組を継続することも許容されます。

なお、上記マスクの着用の考え方の適用後であっても、基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行していただきますようお願いいたします。

現在、環境省では「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月）について、改定内容の検討を進めております。

本ガイドラインについては、改定完了後に改めて御連絡いたしますので、改定後においては当該内容等を踏まえ、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の適切な実施と、貴管内の廃棄物の適正処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。各都道府県におかれましては、本事務連絡の内容を御確認いただくとともに、貴管内市区町村に必要な事項を周知いただきますようお願いいたします。

ⁱ 内閣官房 HP「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和5年2月10日）」
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230210.pdf